

平成 30 年度 政務活動費支出整理簿

会派名 きずなクラブ

氏名 冷水 保

項目	事務所費		
費目	賃借料		
整理番号	月 日	支出額 (円)	支 出 内 容
1	4 / 2	50,000	4月分 賃借料 (政務活動費分)
1	4 / 27	50,000	5月分 賃借料 (政務活動費分)
2	5 / 30	50,000	6月分 賃借料 (政務活動費分)
2	6 / 29	50,000	7月分 賃借料 (政務活動費分)
3	7 / 30	50,000	8月分 賃借料 (政務活動費分)
3	8 / 29	50,000	9月分 賃借料 (政務活動費分)
4	9 / 30	50,000	10月分 賃借料 (政務活動費分)
4	10 / 29	50,000	11月分 賃借料 (政務活動費分)
5	11 / 30	50,000	12月分 賃借料 (政務活動費分)
5	12 / 28	50,000	1月分 賃借料 (政務活動費分)
6	1 / 29	50,000	2月分 賃借料 (政務活動費分)
6	2 / 26	50,000	3月分 賃借料 (政務活動費分)
7	4 / 11	15,000	4月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
7	5 / 24	15,000	5月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
8	6 / 29	15,000	6月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
8	7 / 10	15,000	7月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
9	7 / 10	15,000	8月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
9	9 / 25	15,000	9月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
小計		690,000	備 考
合計		690,000	

※案分による支出の場合は、案分率等を支出内容欄に記入してください。

平成 30 年度 政務活動費支出整理簿

会派名 きずなクラブ

氏 名 冷水 保

項 目		事務所費	
費 目		賃借料	
整理番号	月 日	支出額 (円)	支 出 内 容
10	10 / 24	15,000	10月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
10	11 / 26	15,000	11月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
11	12 / 26	15,000	12月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
11	1 / 17	15,000	1月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
12	2 / 25	15,000	2月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
12	3 / 31	15,000	3月分 賃借料 (政務活動費分) 30000円×1/2 (案分率)
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
小 計		90,000	備 考
合 計		780,000	

※案分による支出の場合は、案分率等を支出内容欄に記入してください。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	/
領収書等貼付欄					

領 収 書

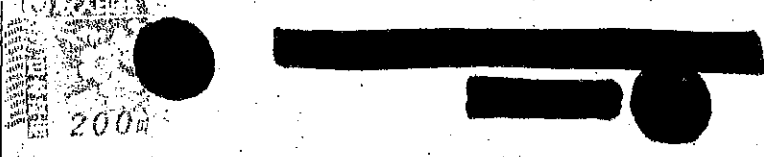
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として (4月分として)

日 20 年 4 月 27 日 上記正に領収いたしました



領 収 書

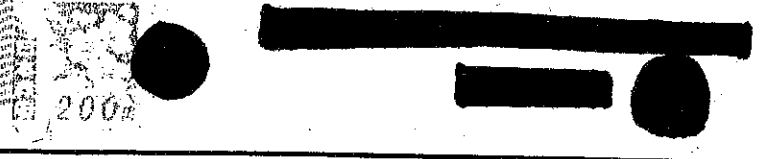
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として (5月分として)

日 20 年 4 月 27 日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	2
領収書等貼付欄					

領 収 書

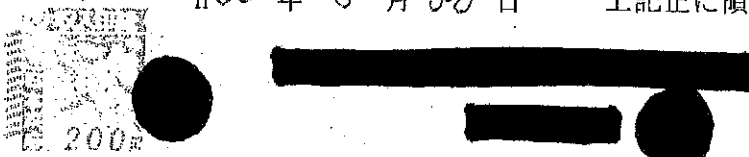
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として (6月分として)

H30年 5月 20日 上記正に領収いたしました



領 収 書

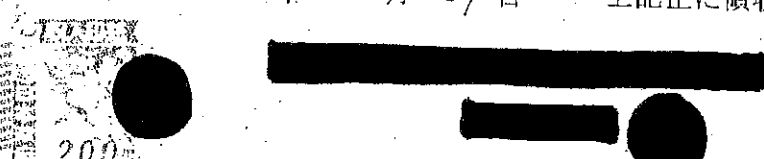
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として (7月分として)

H30年 6月 29日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	3
領収書等貼付欄					

領 収 書

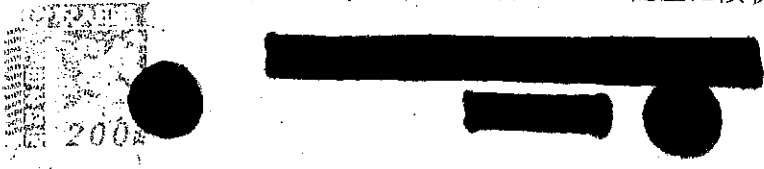
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として (5月分として)

H 20 年 7 月 30 日 上記正に領収いたしました



領 収 書

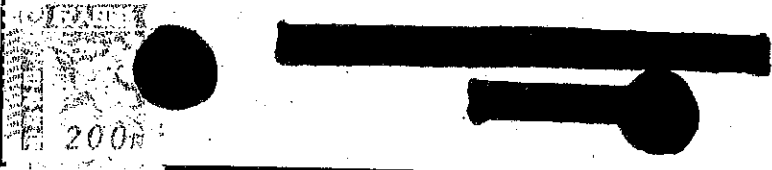
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 9月分として

H 20 年 8 月 29 日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	4
領収書等貼付欄					

領 収 書

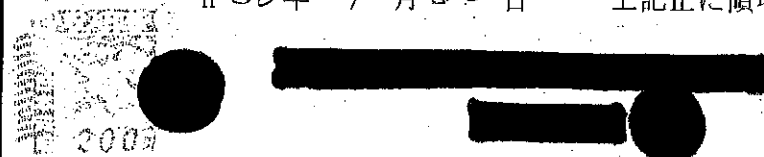
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 10月分として

 H 20年 9 月 26 日 上記正に領収いたしました



領 収 書

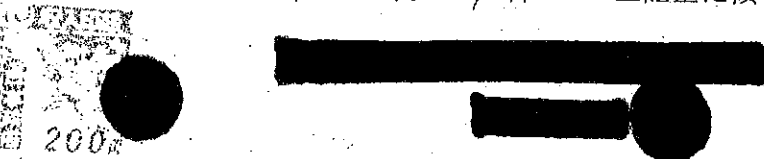
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 11月分として

 H 20年 10 月 29 日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	5
領収書等貼付欄					

領 収 書

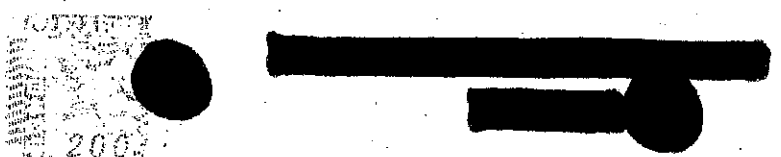
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 12月分として

 H30年11月30日 上記正に領収いたしました



領 収 書

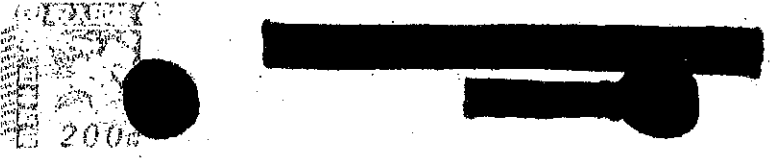
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 1月分として

 H30年12月28日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	6
領収書等貼付欄					

領 収 書


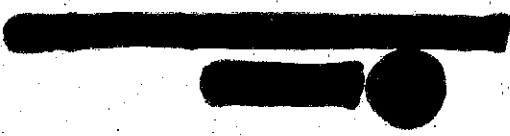
八戸市議会きずなクラブ様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 2月分として

H 27 / 年 1 月 29 日 上記正に領収いたしました

領 収 書


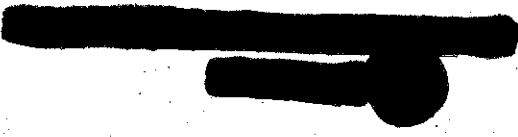
八戸市議会きずなクラブ様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 3月分として

H 27 / 年 2 月 26 日 上記正に領収いたしました

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

建物賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 きがなクラフ
との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 八戸市高谷町
鉄板造鉄板葺 建 / 棟

床面積 / 階 10.48 平方メートル

第2条 賃貸借の期間は 2017 年 5 月 1 日から
2022 年 4 月 30 日までの 5 年間とします。

第3条 賃料は1か月金 50,000 円とし、賃借人は毎月 末 日までに 翌 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。

第4条 賃貸人は敷金として金 0 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第5条 賃借人は、建物を 事務所 に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第6条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

1. 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
2. 賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

第7条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

1. 2か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをししばし遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第8条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。

第9条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。

第10条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第11条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第9条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。

第12条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第13条 賃借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立金を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

第14条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第15条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第16条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書
2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所
持します。

2017年 5月 1日

賃貸人 現住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人 現住所 八戸市高谷町
氏名 きがなクラフ

連帯保証人 現住所 きがなクラフ
氏名 きがなクラフ

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	7
領収書等貼付欄					

領収証 No. _____

八嶋隆 様 30年4月17日

金額	¥30000
----	--------

内
消費税等 但 事務所家賃にて(4月分)
上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

青森県八戸市大字是川字新田3番地15
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

領収証 No. _____

八嶋隆 様 30年5月29日

金額	¥30000
----	--------

内
消費税等 但 事務所家賃にて(5月分)
上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

青森県八戸市大字是川字新田3番地15
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	8
領収書等貼付欄					

領収証 No. _____

八嶋 隆 様 80年6月29日

金額	¥ 30000				
内	但 事務所家賃として(6月分)				
消費税等	上記正に領収いたしました				
現金	青森県八戸市大字是川字新田3番地19				
小切手	有限会社下柵棚工務店				
	代表取締役 下柵棚優夫				
	TEL 0178-96-1088				

H#15400#778

領収証 No. _____

八嶋 隆 様 80年7月10日

金額	¥ 30000				
内	但 事務所家賃として(7月分)				
消費税等	上記正に領収いたしました				
現金	青森県八戸市大字是川字新田3番地19				
小切手	有限会社下柵棚工務店				
	代表取締役 下柵棚優夫				
	TEL 0178-96-1088				

H#15400#778

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	9
領収書等貼付欄					

領収証

No. _____

八嶋 隆 様 30年 7月 10日

金額	730000
----	--------

内
消費税等

現金

小切手

事務所家賃(8月分)
上記正に領収いたしました
青森県八戸市大字是川字新田3番地14
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

HISAGO#778

領収証

No. _____

八嶋 隆 様 30年 9月 15日

金額	730000
----	--------

内
消費税等

現金

小切手

事務所家賃(9月分)
上記正に領収いたしました
青森県八戸市大字是川字新田3番地14
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

HISAGO#778

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	10
領収書等貼付欄					

領収証 No. _____

八嶋 隆 様 30年10月24日

金額	¥ 30000
----	---------

内 但 事務所家賃LTC (70円分)
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

青森県八戸市大字是川字新田3番地19
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

領収証 No. _____

八嶋 隆 様 30年11月26日

金額	¥ 30000
----	---------

内 但 事務所家賃LTC (70円分)
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

青森県八戸市大字是川字新田3番地19
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	11
領収書等貼付欄					

領収証 No. _____

八嶋 隆 様 20 年 12 月 22 日

金額	¥30000-
----	---------

内 但 事務所家賃として(12月分)
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

青森県八戸市大字是川字新田3番地19
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

領収証 No. _____

八嶋 隆 様 21 年 1 月 17 日

金額	¥30000-
----	---------

内 但 事務所家賃として(1月分)
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

青森県八戸市大字是川字新田3番地19
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	12
領収書等貼付欄					

領収証 No. _____

八 嶋 隆 様 27年2月25日

金額	¥ 30000-
----	----------

内 但 事務所家賃202(2A分)
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

青森県八戸市大字是川字新田3番地
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

HISAGO #778

領収証 No. _____

八 嶋 隆 様 27年3月31日

金額	¥ 30000
----	---------

内 但 事務所家賃17(3B分)
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

青森県八戸市大字是川字新田3番地
有限会社下柵棚工務店
代表取締役 下柵棚優夫
TEL 0178-96-1088

HISAGO #778

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

賃貸借契約書

賃貸人（有）下柵棚工務店（以下「甲」という）は、借借人 八嶋隆（以下「乙」という）に対し下記の条件で事務所使用の賃貸契約を締結することで合意した。

記

第1条

甲は乙に対し、甲が所有する事務所の一部を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

本賃貸物件 所 在 青森県八戸市大字是川字新田
名 称
構 造 木造1階建て 約7.5平方メートル

第2条

本契約に基づく賃貸借期間は平成27年4月1日より平成32年3月31日まで満5年とする。

但し、甲は乙に対し1ヵ月前に予告をすることで本件契約を解除することができる。

第3条

- ① 乙の賃貸料は1ヵ月当り30,000円とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲に払うものとする。
- ② 賃貸料のうち2分の1(金15,000円)を八戸市議会きずなクラブとしての活動を認め甲に支払う。賃貸料には光熱費、コピー使用料を含む。

第4条

甲は乙が第3条の賃料の支払いを2回以上滞納した時、乙が本契約の一つでも反した場合は、甲は何らかの催告なしに本使用賃貸契約を解除することができる。

第5条

本契約終了後、乙は本件事務所を直ちに現状に戻したうえ、これを甲に返還しなければならない。返還の際、乙所有の残置物について、乙は所有権を放棄しこれを甲において処分しても異議を述べない。

第6条

乙は本件事務所の状態を変更し第三者に賃貸譲渡してはならない。

第7条

乙は甲に対し1ヵ月前に書面をもって通知、又は向こう1ヵ月分の賃料を前払いすることにより、いつでも事由の如何を問わず本契約を解除することができる。

第8条

甲及び乙は、誠実にこの契約条件を履行するものとし、この契約に定めない事項の生じたとき甲乙相互は誠意をもって協議解決するものとする。

平成27年4月1日

甲（住所）八戸市大字是川字新田3-19
（氏名）有限会社 下柵棚工務店
取締役 下柵棚優夫

乙（住所）八戸市大字是川字新田
（氏名）八嶋隆